

5 生福第 8 7 5 号  
令和 5 年 5 月 2 日

各高齢者施設等管理者 様

福島県保健福祉部長  
(公 印 省 略)

高齢者施設等の新規入所者に対する P C R 検査等に係る行政検査  
(保険適用行政検査) の廃止について (通知)

本県の高齢者保健福祉行政の推進につきましては、日頃から御協力いただき感謝申し上げます。

さて、このことについて、令和 2 年 1 2 月 2 5 日付け 2 生福第 4 3 7 4 号通知により、高齢者施設等の新規入所者に対する P C R 検査を行政検査 (保険適用行政検査) として実施してきたところですが、3 月 2 0 日付け厚生労働省健康局結核感染症課長「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて (廃止)」により、新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に位置づけられた場合、同日をもって行政検査を廃止し、患者の自己負担分の公費支援を行う取り扱いを終了するとの方針が示されたことから、高齢者施設等の新規入所者に対する P C R 検査等を行政検査 (保険適用行政検査) として実施する取扱いにつきましても、令和 5 年 5 月 7 日で終了いたしますのでお知らせします。

なお、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとして、施設系及び居住系サービス事業所において、入所を断ることは、受入を拒否する正当な理由には該当いたしませんので、特段の御配慮をいただきますようお願いいたします。

(事務担当 高齢福祉課 電話 024-521-7533)